

八 街 市 分 別 収 集 計 画

令和 7 年 7 月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別 の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイ クル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイ クル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み の算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市における廃棄物処理については、可燃ごみは本市クリーンセンターで焼却し、焼却灰の一部は資源化を図っている。また、不燃ごみのうち資源化できないものは本市クリーンセンターに隣接する最終処分場に搬入後、埋立処分をしている。

しかしながら、最終処分場を将来にわたり確保することが困難なため、埋立処分を主としたごみ処理から、ごみのリサイクルを主としたごみ処理への転換を進めていく必要がある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会を構築する。
- ② 廃棄物を適正処理し、地域環境の保全を図る。
- ③ 市民、事業者と行政が一体となった排出抑制・資源化の促進を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、古紙（紙パック、段ボール）ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチック（硬質プラスチック）を分別収集の対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	5, 581	5, 571	5, 552	5, 542	5, 532
製品プラスチック	532	531	530	529	528

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。また、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の残余容量の逼迫、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、リサイクル推進店推奨制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡易化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類と分別の区分を次のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶類
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		古紙
主として段ボール製の容器		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの （白色トレイを含む）		ペットボトル以外の プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック（硬質プラスチック）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項4号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主として スチール製の容器	9 6 t	9 6 t	9 6 t	9 6 t	9 6 t
主として アルミ製の容器	9 6 t	9 6 t	9 6 t	9 6 t	9 6 t
無色のガラス製容器	(合計) 1 1 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 1 t	(合計) 1 1 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 1 t	(合計) 1 1 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 1 t	(合計) 1 1 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 1 t	(合計) 1 1 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 1 t
茶色のガラス製容器	(合計) 1 3 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 3 t	(合計) 1 3 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 3 t	(合計) 1 3 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 3 t	(合計) 1 3 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 3 t	(合計) 1 3 t (引取量) 0 t (独自処理量) 1 3 t
その他のガラス製容器	(合計) 3 2 2 t (引取量) 0 t (独自処理量) 3 2 2 t	(合計) 3 2 1 t (引取量) 0 t (独自処理量) 3 2 1 t	(合計) 3 2 0 t (引取量) 0 t (独自処理量) 3 2 0 t	(合計) 3 1 9 t (引取量) 0 t (独自処理量) 3 1 9 t	(合計) 3 1 8 t (引取量) 0 t (独自処理量) 3 1 8 t
主として紙製品の容器 であって飲料を充てん するためのもの(原材 料としてアルミニウム が利用されているもの を除く)	0 . 2 9 t	0 . 2 9 t	0 . 2 9 t	0 . 2 9 t	0 . 2 9 t
主として 段ボール製の容器	3 5 2 t	3 5 1 t	3 5 0 t	3 4 9 t	3 4 8 t
主としてポリエチレン テレフタート(PET)製 の容器であって飲料又 は醤油その他主務大臣 が定める商品を充てん するためのもの	(合計) 2 5 2 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 5 2 t	(合計) 2 5 1 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 5 1 t	(合計) 2 5 0 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 5 0 t	(合計) 2 4 9 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 4 9 t	(合計) 2 4 8 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 4 8 t
主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記以外のもの(白色 トレイを含む)	(合計) 3 3 6 t (引取量) 3 3 6 t (独自処理量) 0 t	(合計) 3 3 5 t (引取量) 3 3 5 t (独自処理量) 0 t	(合計) 3 3 4 t (引取量) 3 3 4 t (独自処理量) 0 t	(合計) 3 3 3 t (引取量) 3 3 3 t (独自処理量) 0 t	(合計) 3 3 2 t (引取量) 3 3 2 t (独自処理量) 0 t
製品プラスチック(プ ラスチック資源循環法 に基づく分別対象物)	(合計) 2 0 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 0 t	(合計) 2 0 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 0 t	(合計) 2 0 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 0 t	(合計) 2 0 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 0 t	(合計) 2 0 t (引取量) 0 t (独自処理量) 2 0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績を用いた算定方法を採用する。

人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
66,464人 (対前年度比) 99.79%	66,322人 (対前年度比) 99.79%	66,180人 (対前年度比) 99.79%	66,038人 (対前年度比) 99.79%	65,897人 (対前年度比) 99.79%

※人口変動率について

人口推計は、直近年の変動率に基づく。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体

分別収集する容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶類	委託業者による指定日回収 資源回収団体による回収	市
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	委託業者による指定日回収	市
紙パック 段ボール	古紙	委託業者による指定日回収 資源回収団体による回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	民間業者
プラスチック製容器包装であってペットボトル以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	委託業者による指定日回収	民間業者
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック（硬質プラスチック）	委託業者による指定日回収	市

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶類	袋	パッカー車	保管 市のストックヤード
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	袋	パッカー車	保管 市のストックヤード
紙パック 段ボール	古紙	紐で縛る	平ボデー車 など	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	民間業者
プラスチック製容器包装 であってペットボトル以外 のもの	ペットボトル以外のプ ラスチック製容器包装	袋	パッカー車	民間業者
プラスチック資源循環法に 基づき分別収集するもの	製品プラスチック（硬 質プラスチック）	袋	パッカー車	保管 市のストックヤード

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 現在行っている指定袋での分別収集を継続して行うとともに、ごみの出し方を解説したチラシ等を配布し、プラスチック製容器包装等の分別の徹底を図る。
- ② ベール検査における医療系廃棄物や電化製品等の禁忌品混入状況について、ホームページ、ごみカレンダー等で周知を図り、適正分別への啓発を継続する。